

3－2

出雲市津波避難計画

令和 6 年 (2024) 5 月

出雲市

出雲市津波避難計画 目次

第1章	総則	
第1	目的	3-2-1
第2	計画の修正	3-2-1
第3	用語の意味	3-2-1
第2章	避難計画	
第1	地震の想定	3-2-2
第2	津波到達予想時間と避難可能距離の想定	3-2-3
第3	避難路・避難経路の選定	3-2-4
第4	避難方法	3-2-5
第5	津波避難所・避難場所	3-2-5
第3章	初動体制	
第1	職員の連絡・参集体制	3-2-10
第2	津波情報の収集・伝達（略図）	3-2-10
第4章	避難指示の発令	
第1	発令基準	3-2-12
第2	発令時期及び発令手順	3-2-12
第3	伝達方法（伝達系統）	3-2-12
第5章	避難行動要支援者の避難対策	
第1	情報伝達・共有	3-2-13
第2	避難行動の援助	3-2-13
第6章	津波防災啓発	
第1	津波防災啓発の手段	3-2-14
第2	津波防災啓発の内容	3-2-14
第3	津波防災啓発の場	3-2-14
第4	自主防災組織（地区災害対策本部）の強化	3-2-14
第5	防災リーダーの育成	3-2-14
第7章	避難訓練	3-2-14

第1章 総則

第1 目的

この計画は、津波が発生した場合にその発生直後から津波が終息するまでの概ね数時間から十数時間の間、住民等の生命と身体の安全を確保するための避難計画である。

津波災害の危機が切迫した地域におけるすべての居住者、滞在者、通過者等（以下、「避難者」という。）が本計画の対象となる。

第2 計画の修正

この計画は、適宜検討を加え、必要と認めるときには、これを修正する。

第3 用語の意味

この計画において使用する用語の意味は、次のとおりである。

1 津波災害警戒区域

最大クラスの津波が発生した場合に住民等の生命又は身体に危害が生ずるおそれがある区域で、津波防災地域づくりに関する法律（平成23年法律第123号）に基づき島根県が令和5年3月に指定した範囲をいう。（令和5年度作成：出雲市津波ハザードマップ参照）

2 避難対象地域

津波が発生した場合に避難が必要な地域で、津波災害警戒区域に基づき市が範囲を定める。安全性の確保、円滑な避難等を考慮して、津波災害警戒区域よりも広い範囲

3 避難困難町内会

津波が発生した場合に避難が必要な地域で且つ、地震発生から津波によって20cm以上の浸水が最初に発生するまでの時間内に、直線距離で500m以上の避難ができない町内会

4 避難路

避難をする場合の経路でそれぞれ定める主要な道路

5 避難経路

避難する場合の経路

6 津波避難所・避難場所

津波の危険から避難するために、津波災害警戒区域外に市又は住民が選定する建物・場所

7 地域津波避難計画

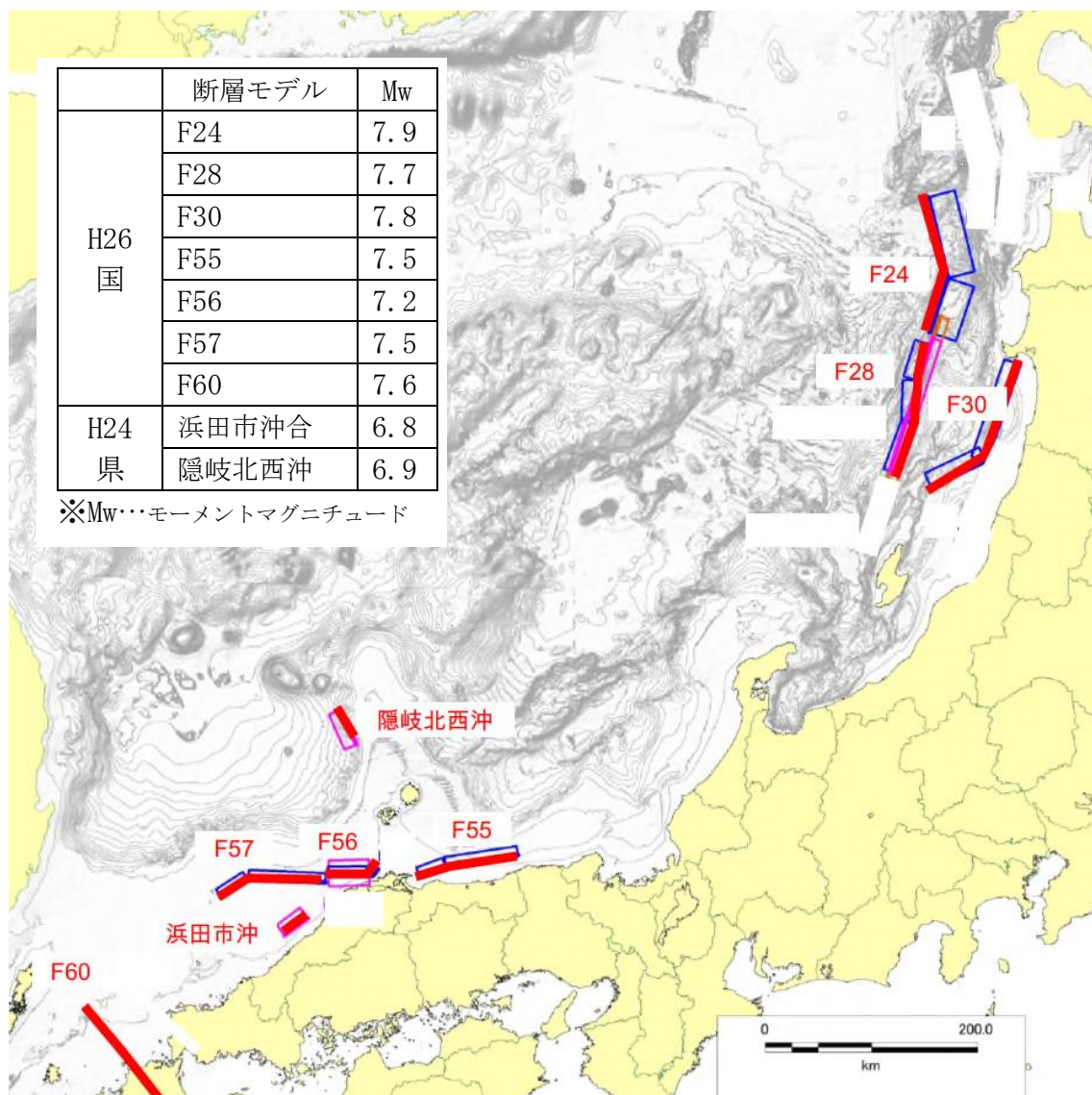
コミュニティセンター又はそれよりもエリアの狭い町内会単位で作成するより避難に関して具体的な事項を記載した津波に対する避難計画書

第2章 避難計画

第1 地震の想定

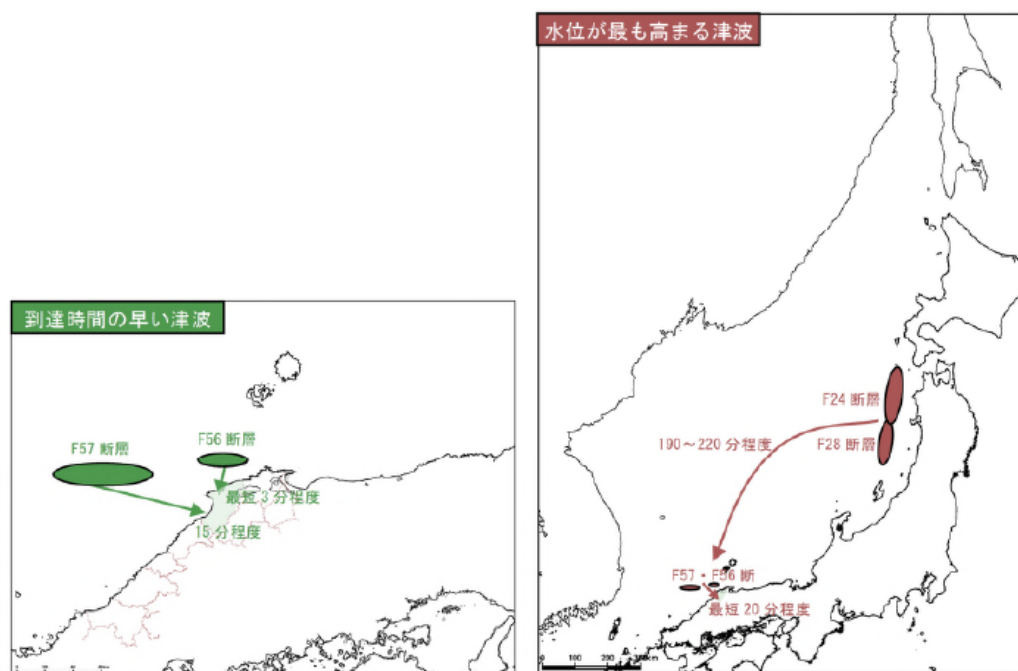
島根県地震津波防災対策検討委員会では、「日本海における大規模地震に関する調査検討会（平成26年9月）」において公表した断層のうち島根県に影響の大きい7つの断層と、「島根県地震被害想定調査報告書（平成24年6月）」による想定断層のうち、沿岸近くの短い断層として「浜田市沖合」と「隠岐北西沖」の2つの断層の計9つの断層を選定しており、図1のとおりである。

図1 選定された津波断層モデルの位置図



（島根県地震・津波被害想定調査報告書（平成30年3月）より）

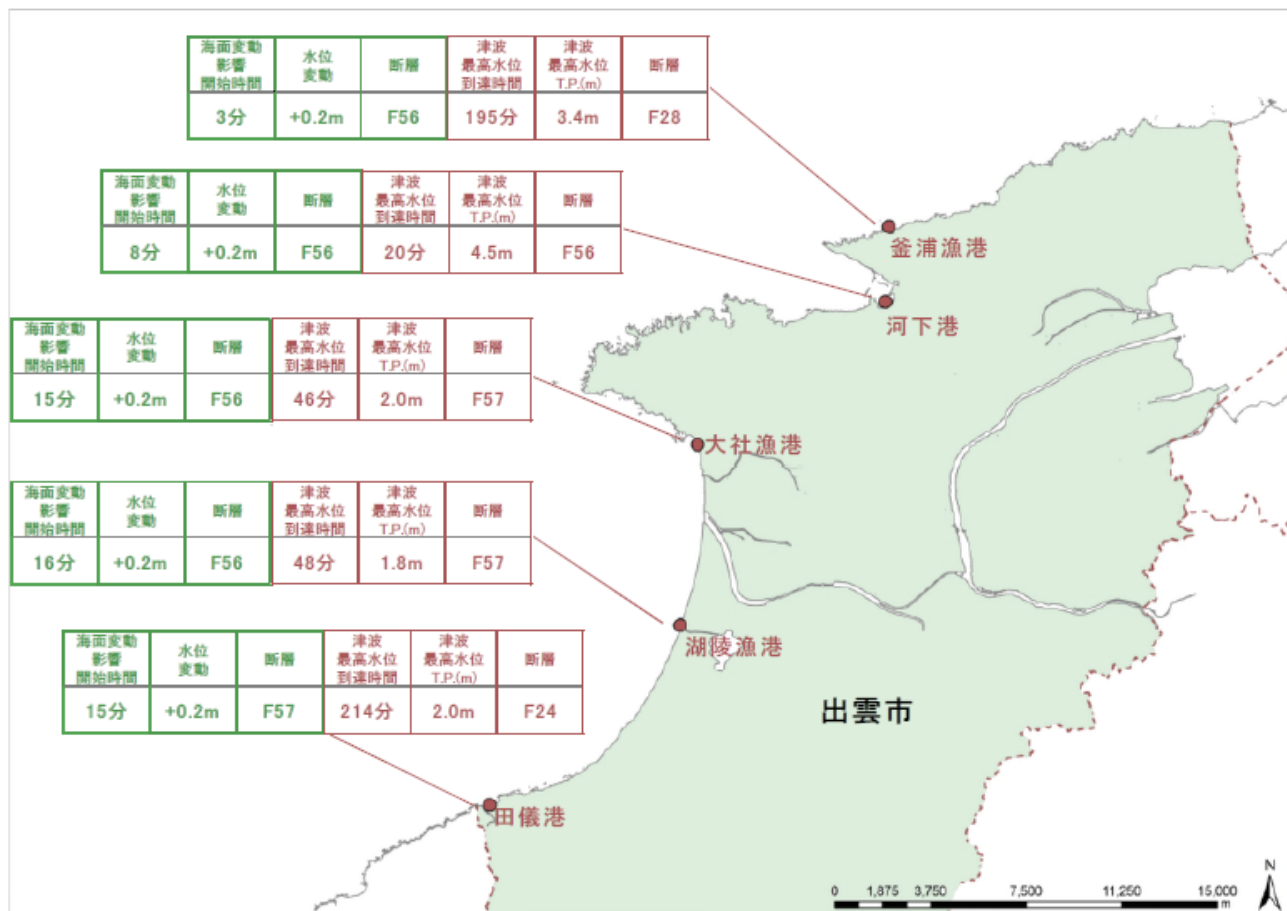
図2 津波シミュレーションによる松江市における津波到達イメージ



(島根県津波避難計画策定指針[改訂版] (平成30年3月) より)

第2 津波到達予想時間と避難可能距離の想定

図3 津波シミュレーションによる出雲市内の代表地点における津波到達時間と津波最高水位



(島根県津波避難計画策定指針[改訂版] (平成30年3月) より)

※避難可能範囲の設定

津波到達予想時間と避難する際の歩行速度等に基づき、避難開始から津波到達予測時間までの間に避難が可能な範囲を設定する。

避難可能距離の設定にあたっては、徒歩による避難を原則とし、次の式より算出する。ただし、この計算結果が500mを超える場合は、500mとする。

避難可能距離	=	(歩行速度)	×	(津波到達予想時間－2～5分)
●●m	=	(1.0m/秒×60秒/分)	×	(●●分－2～5分)

歩行速度の1.0m/秒は、老人自由歩行速度、群衆歩行速度、地理不案内者歩行速度等を目安とする。

また、地震発生から2～5分後には避難を開始できるものと想定する。

(計算例)

条件：美保町・出雲市沖合断層北傾斜・第1波津波到達時間4分
(4分－2分) × 60m/分 = 120m

第3 避難路、避難経路の選定

安全を確保できる地点まで最も短時間で、かつ安全に到達できる避難路、避難経路を選定する。特に地震被災により避難路・避難経路が通行できない場合も考慮して選定する。

1 避難路

避難路は、安全性や機能性が確保されている道路を選定する。

選定にあたっては、それぞれの地域特性を考慮する必要があるため、各地域において地域津波避難計画の策定に合わせて選定する。

選定にあたっては、次の点を考慮するものとする。

- ・山・崖崩れ、建物の倒壊、転倒・落下物等による危険が少ないこと。
- ・避難者数などに応じた幅員を有すること。
- ・原則として、海岸・河川沿いの道路ではないこと。
- ・できれば近隣に迂回路を確保できること。

2 避難経路

避難経路は、安全性の高い道路を選定する。

選定にあたっては、それぞれの地域特性を考慮する必要があるため、各地域において市と連携して策定する地域津波避難計画に合わせてより現実的な経路を選定する。

選定にあたっては、次の点を考慮するものとする。

- ・短時間で避難路又は避難経路に到達できること。
- ・複数の迂回路が確保されていること。
- ・原則として、海岸方向に向かう経路ではないこと。

第4 避難方法

1 原則1. 【避難は徒歩】

避難にあたって自動車を使用することは、下記の理由により円滑な避難ができないおそれがあることから、避難の方法は【徒歩】による。

- ・家屋の倒壊、落下物等により走行できない。
- ・渋滞や交通事故の発生により走行できない。
- ・自動車が徒歩による避難者の避難を妨げる。

ただし、以下のやむを得ない事情がある場合においては、避難者が自動車で安全かつ確実に避難できる方策をあらかじめ検討することを条件に、自動車による避難を認める。

- ・高齢者等で、徒歩による避難が困難な場合
- ・避難困難地域で、徒歩による避難では津波到達時間内に避難が間に合わない場合
- ・自動車の使用によって渋滞や交通事故が発生するおそれが少ない場合

2 原則2. 【揺れがおさまったら、すぐ避難】

震源の位置次第では、揺れてからわずか数分で津波が到達することがある。

揺れがおさまってからすぐに避難する。

(持ち出し品の準備などはやめる。)

3 原則3. 【できるだけ、高いところへ避難】

できるだけ高い場所へ避難する。

時間の余裕がない、避難路が浸水している等の場合には、屋内の2階以上（遠くより高い所へ）へ避難する。

4 原則4. 【第2波、第3波に注意】

津波は海岸や海底の地形によって複雑な動きをし、地形によっては第1波よりも第2波や第3波の方が高くなることもある。津波警報や津波注意報が解除されるまでは警戒し、安全になったかどうか安易に自分で判断しない。

5 原則5. 【小さな揺れにも注意】

揺れが小さくても、津波が小さいとは限らない。揺れがあったら自ら進んで正確な情報を収集する。

第5 津波避難所・避難場所

避難者一人ひとりが、津波避難を円滑に行うために、津波避難所・避難場所をあらかじめ選定しておく。

1 津波避難所・避難場所

津波避難所・避難場所は、津波の危険から避難するために定める場所であり、津波災害警戒区域の範囲を勘案し選定する。

津波避難所・避難場所の選定にあたっては、必要な安全性が確保されていることを基本とする。

避難対象地域、避難場所等は次のとおりとする。

地区名	避難対象 町名	避難困難 町内会	津波 避難所	津波 避難場所	備考
伊野地区 55世帯 181人	地合 ・ 55世帯 ・ 181人	—	・ 西地合公民館 ・ 東地合集会所		基準水位 (※)は津 波ハザー ドマップ を参照
佐香地区 503世帯 1,165人	坂浦 ・ 142世帯 ・ 309人 小伊津 ・ 173世帯 ・ 385人 三津 ・ 188世帯 ・ 471人	坂浦 ・ 142世帯 ・ 309人 小伊津 ・ 173世帯 ・ 385人 三津 ・ 188世帯 ・ 471人	・ 三津町自治会 館（水産セン ター） ・ 佐香コミュニ ティセンター ・ 庄部集会所 ・ 小伊津自治会 館 ・ 坂浦漁村セン ター		
北浜地区 388世帯 926人	美保 ・ 26世帯 ・ 64人 塩津 ・ 57世帯 ・ 114人 小津 ・ 109世帯 ・ 298人 釜浦 ・ 33世帯 ・ 79人 十六島 ・ 163世帯 ・ 371人	美保 ・ 26世帯 ・ 64人 塩津 ・ 57世帯 ・ 114人 小津 ・ 109世帯 ・ 298人 釜浦 ・ 33世帯 ・ 79人 十六島 ・ 163世帯 ・ 371人	・ 塩美集会所 (塩津診療所) ・ 相代集会所 ・ 三宝寺集会所 ・ デイサービス センターみな との丘	・ 持田許豆神社 ・ 大宮許豆神社 ・ 旧森石運動場 ・ 若宮神社 ・ 大光寺 ・ 許豆神社（十六島 町） ・ 宝鏡寺 ・ 海蔵寺 ・ 石上神社（釜浦 町） ・ 蓮行寺 ・ 金殿寺 ・ 元宮駐車場 ・ 田田神社 ・ 佐藤康治宅付近	
西田地区 142世帯 408人	奥宇賀 ・ 142世帯 ・ 408人	奥宇賀 ・ 142世帯 ・ 408人	・ 旧光中学校		
鰐淵地区 155世帯 379人	河下 ・ 131世帯 ・ 333人 猪目 ・ 24世帯 ・ 46人	河下 ・ 131世帯 ・ 333人 猪目 ・ 24世帯 ・ 46人	・ 鰐淵コミュニ ティセンター ・ 鰐淵小学校 ・ 旧わにぶち 保育所	・ 意保美神社 ・ 常光寺 ・ 旧わにぶち保育所 園庭 ・ 観音寺 ・ 説教所跡	

地区名	避難対象 町名	避難困難 町内会	津波 避難所	津波 避難場所	備考
鵜鷺地区 95世帯 157人	鵜峠 ・28世帯 ・43人 鷺浦 ・67世帯 ・114人	鵜峠 ・28世帯 ・43人 鷺浦 ・67世帯 ・114人	・旧鵜鷺小学校 ・鵜鷺コミュニ ティセンター ・夢の森うさぎ	・文珠院 ・鷺浦会館 ・旧役場跡 ・鷺浦説教所 ・旧鵜鷺小学校 ・面坂トンネル入口 ・仏照寺 ・権現 ・薬師堂	基準水位 は津波ハ ザードマ ップを参 照
日御碕地 区 234世帯 554人	日御碕 ・122世帯 ・297人 宇龍 ・112世帯 ・257人	日御碕 ・122世帯 ・297人 宇龍 ・112世帯 ・257人	・旧日御碕小学 校 ・日御碕コミュ ニティセンタ ー ・中山総合会館	・灯台駐車場 ・田儀屋駐車場 ・東上遊園地 ・日御碕ドライブ イン駐車場 ・ゆうゆうライン入 口 ・石田哲夫宅前 ・這田下車庫 ・銀海駐車場	
大社地区 1,100世 帯 2,489人	杵築北 ・343世帯 ・798人 杵築西 ・757世帯 ・1,691人	—	・大社小学校 ・大社中学校 ・大社幼稚園 ・たいしゃ保育 園 ・大社コミュニ ティセンター ・大社文化プレ イスうらら館 ・県立古代出雲 歴史博物館	・勢溜 ・奉納山 ・白枝山広場 ・十軒町 ・円通寺 ・永徳寺坂公会堂 ・上大土地公会堂 ・上中村公会堂 ・県立古代出雲歴史 博物館	

地区名	避難対象 町名	避難困難 町内会	津波 避難所	津波 避難場所	備考
荒木地区 1,730世帯 4,680人	中荒木 ・639世帯 ・1,800人 北荒木 ・1,091世帯 ・2,880人	—	・湊原体験学習センター（浜遊自然館） ・荒木小学校 ・荒木幼稚園 ・荒木コミュニティセンター ・県立浜山公園体育館（カミアリーナ） ・大社高等学校	・本郷公会堂 ・旧大社駅南側広場、北側広場 ・荒木小学校校庭 ・荒木コミュニティセンター駐車場 ・よろずや橋ゲートウェイパーク ・八通山 ・千石山 ・浜山公園 ・大社高等学校グラウンド	基準水位は津波ハザードマップを参照
長浜地区 787世帯 1,998人	外園 ・155世帯 ・394人 西園 ・632世帯 ・1,604人	—	・外園保育園 ・交流館はまぼうふう ・下長浜研修センター ・荒茅保育園 ・長浜小学校 ・西部体育館 ・長浜コミュニティセンター ・西園保育園 ・出雲養護学校 ・原西下集会所 ・引舟会館 ・神西小学校 ・神西コミュニティセンター ・大島中央公会堂 ・児玉集会所	・長浜神社	

地区名	避難対象 町名	避難困難 町内会	津波 避難所	津波 避難場所	備考
湖陵地区 1,194世帯 2,709人	差海 ・467世帯 ・1,011人 板津 ・251世帯 ・632人 大池 ・476世帯 ・1,066人	—	・湖陵体育センター ・湖陵コミュニティセンター ・湖陵幼稚園 ・湖陵小学校 ・湖陵中学校	・どんとこい市場付近 ・大池宮の向共同墓地	
多伎地区 1,243世帯 2,978人	久村 ・283世帯 ・701人 多岐 ・255世帯 ・595人 小田 ・405世帯 ・966人 口田儀 ・300世帯 ・716人	—	・三葉文化センター ・多伎いちじく温泉 ・多岐会館 ・多伎こども園 ・デイサービスセンターたき ・多伎地域福祉センター ・多伎コミュニティセンター ・多伎小学校 ・多伎中学校 ・多伎体育館 ・高木会館 ・小田東会館 ・旧道会館 ・小田町会館 ・道の駅キララ多伎 ・余草自治会館 ・鶴見会館 ・中郷産業文化センター ・旧田儀小学校 ・手引ヶ丘公園 風の子楽習館 ・小田西会館	・西楽寺 ・荒神山境内 ・円通寺 ・國村神社 ・中砂子高橋氏宅 付近空き地 ・華蔵寺 ・久村琴平さん ・多伎工業団地 ・多伎多目的運動場 ・荒神山西側山上の墓地 ・見晴らしの丘公園 ・多伎行政センター ・須持神社 ・田儀農村広場 ・しょうぶ園 ・田儀駅 ・笠取駐車場	基準水位は津波ハザードマップを参照

※基準水位：津波浸水想定 of 浸水深に、津波が建物等に衝突した際のせり上がりの高さを加えた水位

第3章 初動体制

第1 職員の連絡・参集体制

職員は、テレビ・ラジオや防災メール等の様々な手段で地震情報を認知し、緊急事態の発生あるいはそのおそれがあると判断したときは、連絡の有無にかかわらず自主的に登庁するものとするが、必要に応じて電話等により個別に招集を行う。

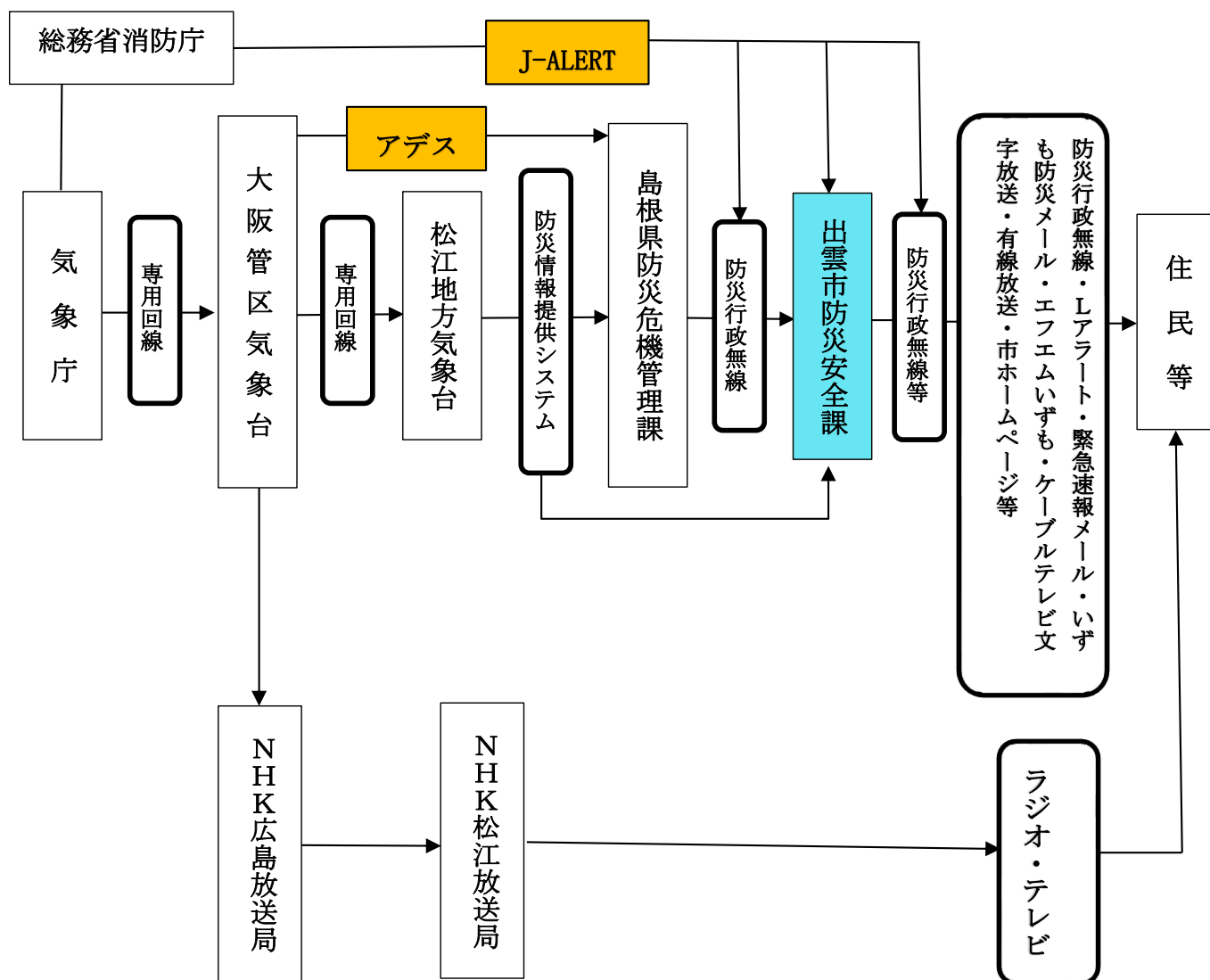
災害による交通のしゃ断等のため所属する課に登庁することが困難な場合には、参集可能な最寄りの行政センターに登庁し、申告のうえ当該行政センターの長の指揮下に入るものとする。

当該行政センターの長は、職員の所属、氏名、参集時間等を確認のうえ、災害対策に従事させるものとする。（消防本部を除く。）

第2 津波情報の収集・伝達（略図）

1 津波情報等の収集・伝達

津波予報、津波情報の伝達系統及び伝達方法は、次のとおりとする。



2 海面監視等による情報収集

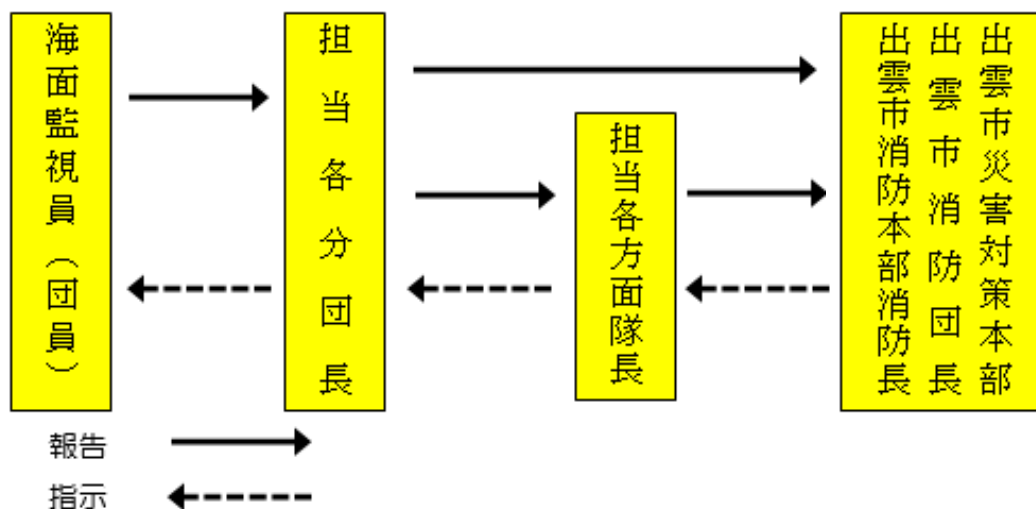
海面監視は、地震の規模・震源域・被災の状況等考慮した上で、あらかじめ定められた出雲市消防団各方面隊団員が高台等の安全を確実に確保できる場所から海面状態を監視し、異常の有無に関わらず、定期的に市災害対策本部へ情報を連絡する。

情報収集体制は次のとおりとする。

海面監視地点	監視場所	担当分団	連絡手段
地合漁港	西地合公民館	平田第4方面隊 伊野分団	一般加入電話等
坂浦漁港	佐香分団3部格納庫	平田第1方面隊 佐香分団	
小伊津漁港	成徳寺	平田第1方面隊 佐香分団	
三津漁港	三津水産センター	平田第1方面隊 佐香分団	
塩津漁港	蓮行寺	平田第3方面隊 北浜分団	
釜浦漁港	石上神社	平田第3方面隊 北浜分団	
十六島漁港	若宮神社	平田第3方面隊 北浜分団	
河下港			
猪目漁港	猪目集会所	平田第3方面隊 鰐淵分団	
鷺浦漁港	夢の森うさぎ	大社神海方面隊 鵜鷺分団	
宇龍漁港	旧日御碕小学校	大社神海方面隊 日御碕分団	
大社漁港	奉納山展望台	大社神海方面隊 杵築分団	
きづき海浜公園			
くにびき海岸	湖陵体育センター	湖陵方面隊 湖陵西分団	
久村海水浴場	道の駅	多伎方面隊 久村分団	
キララビーチ			
田儀港	手引ヶ丘台場公園	多伎方面隊 田儀分団	

※海面監視員は危険を感じたら速やかに安全な場所へ避難すること。

○情報伝達体制



第4章 避難指示の発令

第1 発令基準

どのような津波であれ、危険な地域からの一刻も早い避難が必要であることから、「高齢者等避難」は発令せず、基本的には「避難指示」のみを発令する。

- ① 大津波警報・津波警報・津波注意報が発表された場合
- ② 停電、通信途絶等により、津波警報等を適時に受けることができない状況において、強い揺れを感じた場合、あるいは、揺れは弱くとも1分程度以上の長い揺れを感じた場合

第2 発令時期及び発令手順

「避難指示」の発令は、市長が基準に該当する事態を認知したのち、直ちに行う。

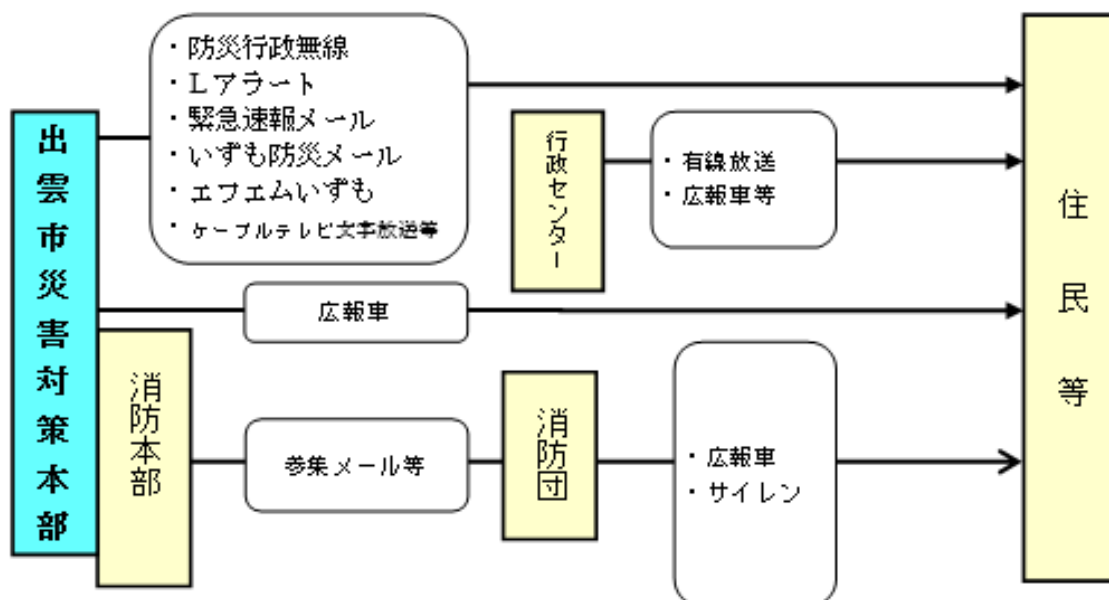
市長が不在あるいは市長に連絡がとれない場合は、副市長、防災安全部長の順位でこれを代行する。

「避難指示」の解除の発令は、津波注意報等の解除が発表されるなど、津波による被害発生のおそれがないと判断された時点とする。

第3 伝達方法（伝達系統）

「避難指示」の発令の住民等への伝達方法は、防災行政無線、Ｌアラート、緊急速報メール、いずも防災メール、エフエムいずも、ケーブルテレビ文字放送、有線放送、市ホームページ等あらゆる手段を講ずる。

伝達系統は、次のとおりとする。



「避難指示」の発令内容の伝達文は、次のとおりとする。

1 大津波警報、津波警報が発表された場合

こちらは、防災出雲市です。

緊急放送、緊急放送、避難指示発令。緊急放送、緊急放送、避難指示発令

大津波警報(又は、津波警報)が発表されたため、●●地区に避難指示を●時●分に発令しました。ただちに海岸や河川から離れ、できるだけ高い場所に緊急に避難してください。

2 強い揺れ等で避難の必要性を認めた場合

こちらは、防災出雲市です。

緊急放送、緊急放送、避難指示発令。緊急放送、緊急放送、避難指示発令

強い揺れの地震がありました。津波が発生する可能性があるため、●●地区に避難指示を●時●分に発令しました。ただちに海岸や河川から離れ、できるだけ高い場所に緊急に避難してください。

3 津波注意報が発表された場合

こちらは、防災出雲市です。

緊急放送、緊急放送、避難指示発令。緊急放送、緊急放送、避難指示発令

津波注意報が発表されたため、●●地区に避難指示を●時●分に発令しました。海の中や海岸付近は危険です。ただちに海岸から離れて高い場所に緊急に避難してください。

第5章 避難行動要支援者の避難対策

第1 情報伝達・共有

避難対象地域内における避難行動要支援者の現状把握に努めるものとする。

また、避難行動要支援者の態様に応じ情報伝達方法に配慮するとともに、市及び地区災害対策本部は、登録支援者や近隣者等による支援体制を確立する。

第2 避難行動の援助

津波発生のおそれにより、避難指示が発令されたときには、避難行動要支援者の避難場所への避難は、本人の親族、登録している支援者、近隣者、本人が属する地区の消防団等が援助する。

第6章 津波防災啓発

津波防災啓発にあたっては、住民等が「自らの命は自ら守る」という観点に立ち、「何よりも避難」という基本的な事項を理解し、有事に実行できるようにすることが重要である。こうしたことに配慮して津波防災啓発は、各地域の実情に応じて、次の手段、内容、啓発の場等を組み合わせながら、市と市民が一体となって実施する。

第1 津波防災啓発の手段

市は、津波防災啓発の手段として、テレビ、ラジオ、新聞等のマスメディアやパンフレット、広報紙、映像資料、ホームページ等を活用する。

また、津波啓発看板や予想される津波の到達時間や高さ・津波災害警戒区域の表示の設置等に努める。

第2 津波防災啓発の内容

市は、文献や過去の地震による津波の課題も視野に入れ、住民等に対して次のような防災意識の啓発を図り、周知に努める。

- ・津波に対する心得
- ・津波に対する基礎知識
- ・津波ハザードマップの作成・配布及びホームページへの掲載
- ・地域津波避難計画の策定

第3 津波防災啓発の場

家庭、学校、地域社会、事業所等を活用する。

第4 自主防災組織（地区災害対策本部）の強化

自主防災組織（地区災害対策本部）は、市と連携して研修や学習会、訓練を通して組織の強化に努める。

第5 防災リーダーの育成

市及び自主防災組織（地区災害対策本部）は、津波避難も含む防災講習会等を実施するとともに、地域社会や事業所等において津波啓発の核となる人材を育成する。

第7章 避難訓練

円滑な避難に資するため、各自治会・町内会等において年2回以上、津波避難訓練を実施する。

訓練実施にあたっては、避難完了目標時間を定めて行う等、明確な目標を定めて行う。実施後は、反省会等を開催し、問題点の検証を行い、次の訓練の教訓とする。